

Ⅲ．出羽三山信仰に関する文化遺産の 研究

Ⅲ. 出羽三山信仰に関する文化遺産の研究

1 出羽三山信仰と21世紀の広域交流圏

岩鼻通明

1. はじめに

近世後期に多くの参詣者を集めた出羽三山信仰は、東日本一円に広く信仰を広げていた。

しかしながら現在、出羽三山に信仰登山をする人は減少している。時代の変化の中で、出羽三山の文化を継承していくため、観光や文化遺産として保存する活動が行われている。本稿はこれらの近況を報告する。

2. 「消える山伏」が現実

平成11年に民放のさくらんぼテレビジョンが「消える山伏～岐路に立つ出羽三山～」というドキュメンタリー番組を制作した。これは、この時既に出羽三山信仰が危機的な状況にあったことを示している。また、出羽三山に信仰登山をする人は平成12年から22年の間に年々減少しているという。この理由として第一に、次世代へ信仰が継承されず信者の高齢化が著しいことがある。第二に、出羽三山信仰の基盤は農民にあったが、信仰地域の都市化が進み農業従事者が減少したため信者も減少したことが考えられる。

その一方で、JR東日本のコマーシャルに長野県の戸隠神社が取り上げられて放映されると、このコマーシャルが好評になり戸隠神社へ大勢の人々が訪れた。これを契機に霊山や寺社仏閣を巡るパワースポットブームがおこり、出羽三山もパワースポットのの一つとして若い登山者がみられるようになった。また、数年前に中高年の登山が流行り、今は「山ガール」とよばれるような若い女性の登山が流行っている。以上のような流行もあり、現在出羽三山に登拝する人々とその目的が変化しているという傾向が顕著にみられる。

3. 出羽三山の広域信仰圏

出羽三山の信仰登山が行われていた地域は、檀那場と呼ばれ、東日本に広く広がっている。西村山郡西川町本道寺にある本道寺（現在の口之宮湯殿山神社）の檀那場は宮城県から福島県にかけて広く分布している。この地域は東日本大震災の被災地にあたり、鎮魂や慰霊の役割を出羽三山の信仰が果たしているとみられ、これは現代においても重要な場所であると捉えられている。

次に、月山・羽黒山・湯殿山の名称が付いた神社の分布をみると、北は北海道の松前から、西は新潟県・長野県のように関東北信越まで、東日本一帯に広く分布していた。東日本からの登拝は江戸時代からみられ、非常に広域的な信仰を形成していたことが伺える。

4. 八方七口から新八方十口へ

出羽三山の登り口は、八方七口とよばれるような七つの登り口（羽黒口・七五三掛口・大綱口・肘折口・大井沢口・本道寺口・岩根沢口）が存在し、中でも、西川町には大井沢口・本道寺口・岩根沢口の3ヵ所の登り口がある。八方七口の別当寺は江戸時代に天台宗と真言宗に別れ、対立関係を形成するが、必ずしも悪影響を及ぼしたのではなく、競って信仰圏の拡大を図った。西川町の登り口では、岩根沢口の旧日月寺が天台宗、本道寺の本道寺および大井沢口の大日寺が真言宗となり宗派が異なった。江戸初期に天宥別当が羽黒山を天台宗に統一したことを契機に、江戸末期まで出羽三山内で天台・真言の対立が生じた。明治時代には、羽黒山の手向に出羽三山の信仰を統括する三山神社の社務所が置かれた。江戸時代では八方七口の別当寺はいわば平等の権利を所持したが、明治以降羽黒山の手向に集約された。このような江戸から明治時代の神仏分離に伴う対立関係が、現在まで続いてきたところもみられる。

現在の八方七口周辺では、月山を活かした観光振興を図り、出羽商工観光力研究会と月山周辺の五市町村の観光協会がサミットを開催している。「新八方十口」を作り、従来の登山口に立谷沢口（庄内町）、角川口（戸沢村）、玄海口（西川町）を新たに加えた。このような地元の活動は、パワースポットブームなどの首都圏側からの流行と併せて重要なものと考えられる。

5. 世界遺産から文化的景観へ

出羽三山の観光振興に加え、三山を文化遺産として保存する必要もある。出羽三山を世界遺産に登録する取組みが斎藤弘前山形県知事の代に進められた。しかし、山岳宗教を主軸にした世界遺産は「紀伊半島の霊

場と参詣道」があり、また暫定一覧表に「富士山」が掲載され、この度、世界遺産登録が認められるに至った。そのため、山形県の世界遺産登録は出羽三山の山岳信仰面からではなく、最上川の文化的景観を主軸とした内容に変更を余儀なくされた。

6. 大江町の国重要文化的景観の指定へ向けた取り組み

世界遺産への登録内容は軸を最上川に変更したが、出羽三山の保護がなくなったのではなく、最上川を木の幹として、出羽三山を枝の役割と位置づけた。世界遺産登録には、対象地区が国内法で保護されているという前提条件があるが、最上川に関する指定物件は多くはなかった。そのため、文化庁による世界遺産の暫定一覧表には載らず、暫定一覧表候補となった。吉村美栄子現山形県知事の政策では、世界遺産登録への取り組みは棚上げになったが、今後条件が整えば、取り組みが再開する可能性はある。

文化庁の審議を受けて、各市町村が最上川における重要文化的景観の指定を目指している。西村山郡大江町では左沢の町場に限定して申請を行い、県内初の指定を受けられる予定である（平成25年3月に「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」として指定された）。

7. まとめ

大江町の指定のように最上川の文化的景観の保存と活用は少しずつ動き始めているが、今後、世界遺産を目指す上では、出羽三山における歴史的な景観の保存もまた重要になると考えられる。景観の保存法は、昭和50年に制定された伝統的建造物群保存地区の制度があるが、山形県内の指定地区はない。羽黒山の手向地区や米沢の城下町および武家屋敷の並ぶ地区を調査し、指定を目指す活動はあったが、残念ながら指定に至ってはいない。その間に茅葺屋根の民家は減り、現在、保護指定を受けるには難しい状況にあるのではないかな。

一方で、平成17年に新たに制定された重要文化的景観は非常に地理的な枠組みになっている。西川町の門前町である本道寺・岩根沢・大井沢における文化財調査や測量調査などを基盤に、出羽三山信仰で栄えた門前集落という重要文化的景観の指定は可能ではないだろうか。ただし、重要文化的景観は景観法に依拠した法律であるため、自治体レベルで景観条例を制定することが前提条件となる。このような活動によって、歴史的景観を活用した西川町の地域づくりが十分可能になると考えている。

2-1 西川町旧本道寺文化財悉皆調査

岡田 靖 大山龍顕 大場詩野子 長田城治 長坂一郎 半田正博 藤原 徹 米村祥央

(1) 旧本道寺概要

旧本道寺は山形と鶴岡を結ぶ六十里越街道沿いに立地し、湯殿山への登拝口真言四ヶ寺の一つである。明治7年（1874）の神仏分離令により現在は口之宮湯殿山神社となっているが、かつては本道寺と称した。主祭神は湯殿山の祭神である大日貴命、大山祇命、少彦名命、配祀神は月山の祭神である月読命、羽黒山の祭神である伊弉波命である。

旧本道寺は社伝によれば、大同4年（809）に空海によって開基された。空海は大日如来と大黒天の尊像を造作して草庵に安置し、寺号を月光山光明院と称したという。その後、天長3年（827）には湯殿山大権現を勧請して伽藍が造られ、名を月光山本道寺と改められた。保安4年（1123）には僧、空山が諸国を勧化し大堂伽藍を建立、塔中六ヶ寺と四八坊を支配し、不動の基盤をつくった。その後、寒河江城主大江氏、山形城主最上氏、酒井氏など歴代の領主の篤い崇敬を受け、江戸時代には勅願寺として徳川氏の七祈願所の一つにもなった。

為政者だけではなく、庶民の信仰も篤かった。とくに江戸時代には出羽三山信仰が最盛期を迎え全国から多くの参詣者が訪れた。六十里越街道は湯殿山を目指す行者が行き交い、湯殿山正別当寺である本道寺は大いに栄え、宿坊はそれぞれの霞場を組織して繁栄を誇った。本道寺周辺の宿場集落には土産物屋が立ち並び、夏の稼ぎで1年の生活ができたといわれるほどの盛況を呈した。

以上のように繁栄を極めた旧本道寺であるが、明治元年（1868）の戊辰戦争の際、本道寺周辺では東北諸藩を従えた新政府軍と旧幕府軍との間で戦闘が行われ、侵攻してきた新政府軍によって伽藍が焼失した。さらに明治7年に神仏分離令が発せられると、旧本道寺は寺号を廃して口ノ宮湯殿山神社と改名した。このことにより仏教関係の什物を取り除かなければならなくなり、多くの仏像や仏具が関係寺院などに散逸した。また、戊辰戦争の際に焼き払われた伽藍は、明治22年（1890）に本殿や拝殿として再建されたが、その規模は往時に比べて大きく縮小された。

表1 旧本道寺調査一覧

種類	名称	制作者	制作年代	場所	指定
仏像	金剛力士像	—	江戸時代	拝殿内	●
仏像	弘法大師坐像	川嶋金次郎 藤原金春	寛政2(1790)	拝殿内	●
面	天狗面	—	—	拝殿内	
仏足石	仏足石	—	文政7(1824)	拝殿南側縁	●
山号額	《湯殿山》	—	元禄13(1700)	拝殿内正面	
山号額	《湯殿山》	—	文化14(1817)	山門	●
山号額	《開山堂》	—	—	拝殿内正面左	
奉納額(絵馬)	板絵出羽三山女講中参詣図	—	明治22(1889)	拝殿内	●
奉納額(絵馬)	講参詣図	—	明治22(1889)	拝殿内	
奉納額(絵馬)	月山登拝図	笠原景近	明治25(1892)	拝殿内入口上部	●
奉納額(絵馬)	参詣絵馬「大日本帝国蕃々歳」	—	明治28(1895)	拝殿内	
奉納額(絵馬)	参詣図	—	明治29(1896)	拝殿内	
奉納額(絵馬)	裁縫絵馬	—	明治33(1900)	拝殿内	
奉納額(絵馬)	参詣図	—	—	拝殿内	
奉納額	奉納 湯殿山	静里軒口倉遊川	明治31(1898)	拝殿内	
奉納額	湯殿山神社祈禱檀寄附人名	—	明治31(1956)	拝殿内	
奉納額	不明	藤原隈	明治36(1961)	拝殿内	
奉納額	風神雷神	鈴木健之	昭和44(1969)	拝殿内	
奉納額	湯殿山神社奉納壹面	—	—	拝殿内	
札	棟札	—	—	拝殿内	
板図	「湯殿山神社拝殿平拾分一」	棟梁 太田正資	明治15(1882)	拝殿内西側壁	
板図	「湯殿山神社本殿七分五厘一之図」	棟梁 太田正資	明治15(1882)	拝殿内西側壁	
板図	「社務所建地割図」	棟梁 太田正資	明治15(1882)	拝殿西側縁	

(2) 平成 23 年度実施調査

旧本道寺に伝わる出羽三山進信仰に関する文化遺産を明らかにするために、旧本道寺代参搭群を除く 6 点の町指定文化財および板図面、額類などの総合調査を実践し、保存状態を把握した。調査対象を表 3-1 に示す。本報告ではこのうち、「銅造弘法大師坐像」、「木造金剛力士像（仁王像）」、「板絵出羽三山女講中参詣図」、「月山登拝図」、「参詣図」、「参詣絵馬 大日本帝国蕃々歳」、「山号額」、「旧本道寺板図面」について詳細を述べる。（大場）

2. 仏像について

(1) はじめに

旧本道寺の仏像類は明治元年の戊辰戦争による伽藍火災によって多くを失い、また残った仏像類も明治 7 年（1874）の神仏分離によってその多くが譲渡されたため、現在の口之宮湯殿山神社にはほとんど残されていない。明治期に譲渡された旧本道寺の什物は、出羽三山から分離した大日坊、注連寺の 2 寺を始め、河北町の弥勒院など縁のある諸寺院に引き取られたが、その後さらに散逸してしまったものが多い。しかし、散逸していた銅造弘法大師坐像（平成元年）と木造金剛力士像（平成 17 年）が近年になって同神社へ戻り、帰還後に西川町有形文化財に指定されて現在の湯殿山神社拝殿内に安置されている。今回の調査では、前述した「銅造弘法大師坐像」、「木造金剛力士像」、および「木造天狗面」の調査を実践した。その内、弘法大師坐像と金剛力士像についての調査結果について詳述する。

(2) 調査報告

A. 「銅造弘法大師坐像」（図 1 ～ 図 3）

法量（単位cm）：

像高	126.0	膝張	104.0	裾張	107.4	坐奥	82.1
頂－顎	37.8	耳張	31.2	面幅	23.0	面奥	32.5
胸厚（右）	36.2	腹厚	42.5	肘張	79.0	裳先出	13.0
膝高（左）	22.5	膝高（右）	22.0	五銚杵長	42.6	数珠長	36.0
台座高	16.0	台座幅	110.0	台座奥	97.0		

品質構造：

銅製。塗装。合寄せ造り。

頭部は一鑄で、体部にはめ込む。体部は土型とし、外型を部分に分けて鑄造した後、各部を内側から各種の鋳で連結して形成する。体部は肩上で左右前膊部を含む前面部と背面部を寄せる。左前膊部半ば部以下および右袖口前方部を寄せる。両脚部を寄せる。体部下辺に地付きから 21cm 高で、背面中央で左右二部分を寄せる。両膊外側袂部を各寄せる。両手首別鑄差し込み。左右持物別鑄。背面に針状突起（径 0.5、長さ 1.0）と柄穴（径縦 1.5、横 2.0）あり（背面に傘を着けていた跡か）

銘文：（図 4）

正面衣文部に印刻 「湯殿山」

背面漆書 「六十六部回國」

台座背面に印刻

「干時 寛政二 卯歳
八月吉祥日
正別當
本道寺
祐寛代
役人 高橋健之輔
宿坊 梅本坊
納所 荒木喜作
奥州信夫郡上飯坂
発願主 谷光院
山先達世話 久清坊
同 長慶坊
上飯坂 常泉寺
湯ノ村 小林吉次郎
廻国世話人
尾張 重左衛門
ムツ 金助
セ アキ 嘉作
ハ チリユ 政蔵
人 ヲハリ 鏡心
キイ 正之助
エト 秀吉
湯ノ村 大宮文作
同 久保定太良
山形銅町
鑄物師 川嶋金次郎
藤原金春作」

所見：

本像はいもと道寺に安置されていた銅造弘法大師坐像で、神仏分離の際に離散し、数か所の移動を経た後、平成元年に旧本道寺に戻る事となった。本像は規模、造形性ともに優れ、江戸時代の本道寺の繁栄ぶりを伝える貴重な遺品である。

また、像背面に記された銘により本像が六十六部廻国に関する像であることが知られる。台座背面に記された銘文には、発願者、制作年、制作者などの記載とともに、廻国の世話人となった人々の名前が記されていることにより、その影響が安芸、紀伊、尾張、江戸などの広域に広がっていたことがわかる貴重な作例でもある。しかし、台座銘にある「寛政二年」（1790）は、同銘に表記される干支と年号が合わず、干支の銘の「乙卯」の場合では寛政7年（1795）もしくは安政2年（1855）の可能性が考えられるため、何れが正しいのかの判定には今後の調査検討が必要である。

本調査では、ブロンズ製の本像の保存状態にいくつかの問題が発生していることが確認されたため、再度ブロンズの素材や技法に関する詳細な調査を実践した。その内容に関してはテーマ2の「テーマ1の調査活動と連動した地域文化遺産の保護活動」の章（pp.405～406）を参照頂きたい。



図1 銅造弘法大師坐像正面



図2 銅造弘法大師坐像右側面

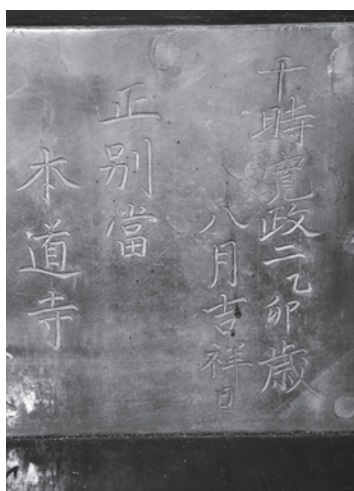


図3 銅造弘法大師坐像銘文

B. 木造金剛力士像（仁王像）

B-1. 金剛力士像—阿形像（図4）

法量（単位cm）：

総高（天衣上—足下）	302.6	頭頂—顎	50.0	腹奥（左）	56.6
像高（髻頂—足下）	273.8	面奥	41.5	肘張	136.0
面張	31.0	胸奥（左）	58.0	裾裾張	119.5
耳張り	40.0				

品質構造：

寄木造。玉眼嵌入。彩色。頭部は胸上部を含んだ面材、耳を含んだ中間部、及び耳の後ろから後の後頭部材の三材刳付。玉眼嵌入。内刳を施す。体部は前面材、両側面材、背面材の四材による箱形構造で内刳り。背面材上部に横材刳付。左腰脇外側、脛部の外側を含んで別材を刳付。右腰脇外側、裾裾及び脛部外側を含んで別材を刳付。右手は肩以下前後二材刳付。手首は別材を刳付。左手は肩、肘、手首で刳付。手首下に三角小材。前膊外側に小材。上膊部の後部、前部、下部に各小材を刳付。髪部は別材刳付。天衣の上方は別材（数珠）を刳付。背面材は裾裾まで一材。前面材は右足後半部、左足を含んで地付きまで一材。左足膝下の第一指から裾中央までの内側別材は刳付か。左足先別材刳付。両乳輪は別材刳付。像内膝上部に底板を作るか。

B-2. 金剛力士像一吽形像（図5）

法量（単位cm）：

総高（天衣上－足下）	297.5	胸奥（左）	57.8	腹奥（左）	56.3
像高（髻頂－足下）	268.0	耳張り	40.6	肘張	154.5
面張	35.6	頭頂－顎	50.2	裙裾張	121.2
面奥（右）	34.5				

品質構造：

寄木造。玉眼嵌入。彩色。髪は前後二材及び左右小材各矧付。頭部は首を含んだ面相部、鬘髮半ば及び耳を含む中間部、耳後ろの後頭部の前後三材の矧付。体部は首元以下の前面材は左右二材矧付で両側面材と左右二材矧付の背面材からなる箱形構造とする。背面材上部に横一材を矧付。両手は共に肩、肘、手首を矧付、各部内削りを施す。右手は第3～4指から掌、第5指からの掌、手首内側に小材を矧付。左手は肩付根の上部や後方に小材を矧付。体前面材、左方部材は左足後半に至る。体前面材右方部材は右足第一指半ばから第4指半ばまでの足中央部に至る。左腰脇以下部材（左裙裾部を含み足脛外側及び第4～5指まで含む）を矧付。右腰脇以下の部材（右裙裾部を含み足脛外側及び第4～5指まで含む）を矧付。左足内側から裙裾を含んで右足内側まで別材で矧付。左足前半部別材矧付。天衣上方別材矧付。天衣垂下部、各別材で矧付。裙折り返し部小材を数材矧付。背面左方材上部（左背中心）に小材矧付。

所見：

本金剛力士像は現存していない旧本道寺山門に安置されていたもので、平成17年に仙台ホテルから戻されて、現在口之宮湯殿山神社拝殿内に安置されている。本像は、造像銘が発見できていないために制作年と制作者が定かではないが、造形様式、構造的な特徴から16世紀～17世紀頃の造像であると推測される。本像は江戸時代に造像された金剛力士像の中でも特異な造形を示し、3メートル近い像高の規模や独特の迫力を示すなど、極めて秀逸な作例であるといえる。

今回の調査では、金剛力士両像の木寄せ面に生じた隙間から、ファイバースコープを差し込んで内部の観察調査を実践した。その結果、像内部に無数の願文と思われる紙資料があることが確認された（図6）。



図4 木造 金剛力士像阿形像



図5 木造 金剛力士像吽形像



図6 金剛力士像内部の文書類
（ファイバースコープ画像）

それらの紙資料は、現状での観察では判読が困難な状況にあるが、幾点か見えた情報から推測すると奉納や造像に関わる情報が記されている可能性が高い。現状では矧ぎ面が強く構造的に問題のない本像であるが、将来において解体修復等を実践する際に内部の紙資料の調査を行えば、より詳細な金剛力士像の造像に関わる新たな見解が得られるであろう。

(3) まとめ

旧本道寺は、明治期の戊辰戦争と神仏分離の影響によって、仏教関係の遺物の多くを失っている。本調査では現湯殿山神社に近年百数十年ぶりに戻った銅造弘法大師坐像と木造金剛力士像の調査を実践したが、両像ともに規模や造形が秀逸であり、江戸時代の本道寺の隆盛ぶりを伝える貴重な文化遺産であることが再確認された。

旧本道寺の仏像の内数点は、明治の混乱期に本寺と関係の深い大日坊や注連寺、または西川町愛染院、河北町弥勒院などに渡ったことが明らかとなっている。その他の旧本道寺安置品の行方は不明だが、旧本道寺門前にあるかつての宿坊や本末関係にあった慈恩寺、または山形県内の旧本道寺に関係する真言宗系寺院などに未発見の旧本道寺安置品が存在する可能性が高い。そのため今後は、広域的な調査を継続して行うことで江戸時代の本道寺の歴史について明らかにし、その文化的、歴史的意義について探求したい。(岡田)

3. 金剛力士像の X 線撮影結果について

(1) はじめに

旧本道寺金剛力士像は寄木造で像高が 3 m 弱にもなる大きな像であるが、その構造などの調査履歴はなく、詳細は不明であった。本調査では、金剛力士像の内部構造と材料、内容物の有無、内部の劣化状態などを明らかにし、本像に関する新たな情報を得ることを目的として X 線透過撮影を実施した。



図 7 金剛力士像 X 線透過撮影作業

(2) 調査方法

東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター内の X 線撮影室に移動が極めて困難なほど大型の像であったため、本研究プロジェクトで新たに導入した可搬型の X 線発生装置を現地に持参し撮影を実施した。

調査日：2011 年 9 月 27 日・28 日

使用機器：エクスロンインターナショナル株式会社製

工業用携帯型 X 線発生装置

SMART シリーズ MG226 システム

撮影条件 管電圧：90kV／管電流：3mA／照射時間：120 秒
像より約 3m の距離から照射し、撮影を実施した。

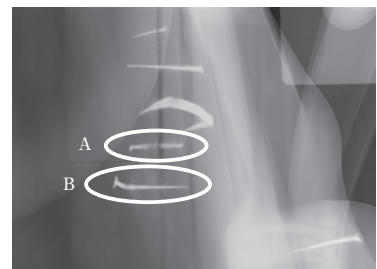


図 10 腐食が進行した鋳

(3) 結果と考察

撮影で得られたフィルムをスキャンし、ソフト上 (Photoshop 使用) で編集した結果をそれぞれ図 8 (阿形像)、図 9 (吽形像) に示した。寄木部材の位置関係や使用されている無数の釘や鋳などが明瞭に示された。また、釘や鋳が腐食して脆弱になっている様子や錆が周囲の木胎の繊維方向に沿って拡散している部分も明らかになった (図 10)。さらに、像内部には銭貨が多数内蔵されていることが明らかになった。一部はまとまって写っているため、緡銭の状態であることが確認できた (図 11)。図 10 の A 部の鋳は用途をなしていない程腐食が進行し、B 部は木材の繊維方向に沿って錆が拡散している。使用されているのは寛永通宝であることも明らかになった (図 12)。江戸期の仏像に関する調査で、このような内部の供物が確認された例は極めてまれであり、今後多角的な研究にも発展が期待される。(米村)



図 11 銭差しでまとめられていると考えられる緡銭

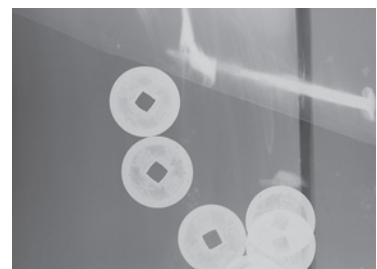


図 12 X 線透過撮影で確認した寛永通宝の文字



図8 阿形像X線透過写真

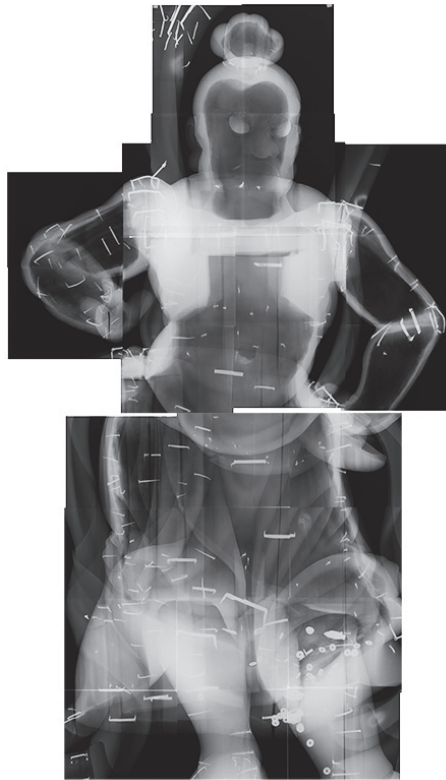


図9 呷形像X線透過写真

4. 絵馬について

(1) はじめに

絵馬は、かつて神社に神馬を奉納する代わりに馬の絵を奉納したことから広く発展し、地域や民間信仰と結びつきながら様々に奉納され今日へと至っている。西川町は、湯殿山信仰と関係が深い地域で、絵馬にもその様子が窺える。金山耕三氏の『寒河江・西村山地区の絵馬－獅子ヶ口諏訪神社を中心に－』では、西川町の絵馬は20堂社で215面の絵馬が確認されており、旧本道寺についても『山形県の絵馬』には奉納絵馬のうち10面を掲載している。その内「板絵出羽三山女講中参詣図」(図13)と「月山登拝図」(図16)は西川町の指定文化財として保護の対象となっている。指定された2件については既に調査が進んでいるものの、湯殿山をはじめとする出羽三山信仰における広域的な拡がりや信仰の実態を物語る史料としては、作品の全体の持つ印象が鑑賞者に与える印象は大きく、いかに総体的に現状を把握し保存に繋げるかが課題である。また近代以降の文化遺産は時代が新しく保存対象と捉えられない傾向にあるが、酸性紙などの問題により劣化が進みやすく損なわれやすい側面も持っている。今日の湯殿山参詣には、絵馬にみられるような賑わいがみられないものの、かつての隆盛を伝える絵馬自体も損傷し次第に当初の様相も失われている。調査を通じて作品の歴史的な背景を明らかにするとともに制作当初の形を知ることから価値を再認識し作品の保存へと繋げたい。

表2 絵馬の概要

種類	名称	制作者	制作年代	場所	材質技法	本紙寸法(cm)			全体寸法(cm)			指定		
奉納額(絵馬)	板絵出羽三山女講中参詣図	—	明治22(1889)	拝殿内	板本着色	縦	119.8	横	437.0	縦	110.8	横	456.7	●
奉納額(絵馬)	講参詣図	—	明治22(1889)	拝殿内	紙本着色	縦	94.5	横	224.0	縦	121.5	横	273.5	—
奉納額(絵馬)	月山登拝図	笠原景親	明治25(1892)	拝殿内入口上部	板本着色	縦	158.3	横	258.6	縦	182.0	横	282.1	●
奉納額(絵馬)	参詣絵馬「大日本帝国蕃々歳」	—	明治28(1895)	拝殿内	紙本着色	縦	—	横	—	縦	136.5	横	219.5	—
奉納額(絵馬)	参詣図	—	明治29(1896)	拝殿内	紙本着色	縦	57.0	横	74.8	縦	63.5	横	81.5	—
奉納額(絵馬)	裁縫絵馬	—	明治33(1900)	拝殿内	紙本着色	縦	68.0	横	107.0	縦	86.7	横	125.3	—
奉納額(絵馬)	参詣図	—	—	拝殿内	紙本着色	縦	56.8	横	74.6	縦	77.5	横	102.0	—

(2) 絵馬の概要と特徴

旧本道寺の絵馬の概要を表2に記す。表に記したのは調査した絵馬のうち、明治期の絵画7点である。全体的な特徴として、後述する同町内の獅子ヶ口諏訪神社の絵馬と比べて奉納数が少ないものの、大絵馬が奉納されていることがあげられる。西川町指定文化財の「板絵出羽三山女講中参詣図」(図13)は、江戸時代に寺領二万八千石という東北随一の規模であった寒河江慈恩寺本堂にも存在しないほど横幅が460センチメートルもある大絵馬となっている。画題は、人物が連なる参詣図となっており、構図は他の絵馬と共通するが、町指定の二点は板を支持体としており(図13、16)、他は紙を支持体として明治期の参詣の様子を生きいきと捉えている。「板絵出羽三山女講中参詣図」(明治22年)が現存する絵馬の最古で、本堂の再建と同時期である。この絵馬は奉納者(394名)の所在や浄財募金活動による檀那場の変遷を辿る史料としても意味がある重要な絵馬と考えられている。同年もう一枚の参詣絵馬が奉納され、続く数年の間に大絵馬が次々と奉納されている。それぞれの絵馬には、様々な衣裳により参詣している様子が描かれており、本堂の再建に合わせて絵馬が奉納されている点が参詣の盛況を伝えており、大変興味深い。

(3) 保存状況と課題

活況を伝える参詣図だが、板本着色の二点は板材が痩せ、表面にはしみが表れている。彩色に剥落箇所もあり、今後剥落止めといった処置が必要になると考えられる。また、紙本着色の作品では、修復されているもの(図15)もあるが、破損や浮きもある。損傷があることで描かれた内容の鑑賞を妨げることは価値の低減に繋がる(図17)。また「板絵出羽三山女講中参詣図」では、参詣の行列の周辺に茶褐色の斑点が確認された(図14)。かつて金属箔などにより装飾されていた可能性があり、当初はより鮮やかな画面により参詣の様子が表現されていたと考えられる。

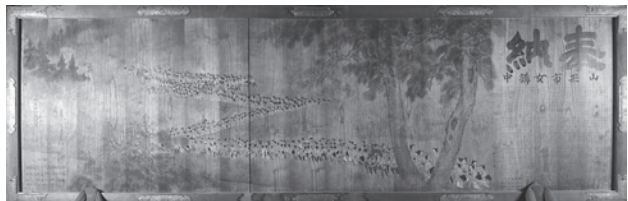


図13 板絵出羽三山女講中参詣図



図14 板絵出羽三山女講中参詣図(部分)



図15 参詣図



図16 月山登拝図

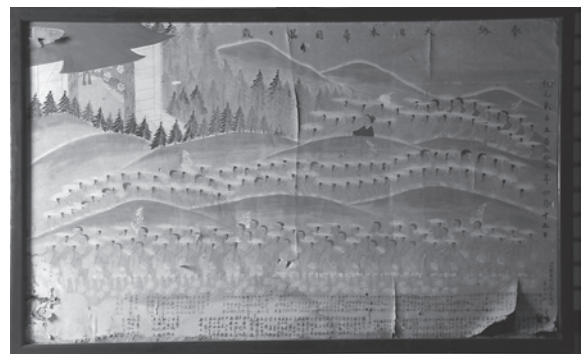


図17 参詣絵馬 大日本帝国蕃々歳

(4) まとめ

旧本道寺に奉納された大型の参詣図のうち、文化財指定されている二点の作品は絵画としても緻密に描かれている。当時の盛況を伝えることはもちろんだが、周囲に他の参詣図があることで様々な印象を与え、より賑わいある空間を伴うところに、大型絵馬を特徴とする旧本道寺の絵馬空間の価値があるといえる。しかし現在の絵馬の状況は、損傷などにより当初の印象と異なっている。作品の鑑賞の妨げとなる損傷の改善を基本とし、作品状態を維持管理する方法を探ることが今後の課題といえる。(大山)



図 18 山門山号額

5. 山号額について

(1) はじめに

旧本道寺にある山号額は、山門に設置されている《湯殿山》(図 18)と拝殿内正面の《湯殿山》(図 19)、拝殿内正面左の《開山堂》の3点がある。そのうち拝殿内正面の《湯殿山》について報告する。

設置場所：拝殿正面 (図 19)

制作年代：元禄 13 年 (1700)

外寸 (cm)：タテ 76.5、ヨコ 194.5

内寸 (cm)：タテ 49.5、ヨコ 169.0

構造：本板は一材製、外枠は四材製、下地砥の粉に黒(漆)の塗膜あり。文字部は下地に砥の粉、朱漆に金箔か。印部は黒地に白色。



図 19 拝殿正面山号額

(2) 保存状態

表面、裏面ともに埃が分厚く堆積しており、塗膜の色や状態が判別しづらい(図 20)。表面の文字部には塗装が剥離した部分や欠損部分が観察される。



図 20 拝殿正面山号額裏面に付着した埃

(3) 裏銘について

調査時に額に付着した埃を清掃したところ、印刻で記載された裏銘を一部確認することができた(図 21)。裏銘には「元禄十三」の文字が読み取れることから、本額の制作年代は元禄 13 年 (1700) であると考えられる。本額は現在では拝殿の正面に掲げられているが、旧本道寺は明治元年に戊辰戦争による影響を受けて本堂を含む伽藍を焼失している。したがって明治元年以前は、ほかの建物に設置されていた可能性がある。



図 21 拝殿正面山号額裏銘(部分)
元禄十三の文字がある。

(4) まとめ

本額の制作年代は、裏面に記載された「元禄十三年」の銘から、西川町指定文化財とされている山号額の制作年代(文化 14 年)より 117 年古いことが判明した。このことから、今後は本額も指定文化財として扱う必要があると考えられる。

保存状態について、分厚い埃の堆積や塗膜の剥離は劣化の進行を促す恐れがあるため、埃の除去や剥落止めなどの処置を行う必要がある。また、埃の除去を行うことにより、今回の調査では一部しか判読できなかった裏銘の内容を明らかにしたい。(大場)

6. 板図について

(1) はじめに

旧本道寺は、明治元年に戊辰戦争による影響を受けて当時の伽藍および脇院六坊悉が焼失したため、明治22年に再建された。現存する本殿と拝殿は、明治7年の神仏分離令の発布に伴い、寺号を廃して口ノ宮湯殿山神社となったため、寺院建築から神社建築へ変更された。本調査で扱う板図は、明治15年（1883）の銘があることから現本殿や拝殿を造営する時に描かれた計画図であったと判断できる。

従来旧本道寺の板図については、存在が周知されておらず、本格的な調査も行われていない。

そこで本稿では、板図の状態や構成について調査を行い、記載内容や技法などから板図の特徴について検討する。

(2) 板図の概要

旧本道寺所蔵の板図は、本殿・拝殿・社務所の3点確認したが、ここでは本殿・拝殿の2図について調査を行った（表3、図22、23）。まず板図の大きさや構成法をみると、共に1間×1.5間の大きさを制作され、6枚の板を棧で接ぐ構成を採る。拝殿図は墨のみ、本殿図は墨と朱で描かれ、前者は南側正面の立面のみを描く一方、後者は西側側面の立面を墨、南側正面の立面を朱で描き、2面の立面図を合わせて記載する。制作年代は全て明治15年8月で、上山市に居住した大工太田正資の名が書かれている。縮尺は、拝殿図は一般的な10分の1の縮尺で描かれる一方、本殿図は7分5厘分の1で大きい。

表3 板図概要

		本殿	拝殿
銘	題名	湯殿山神社本殿七分五厘一之図	湯殿山神社拝殿平拾分一
	規模	朱曳平三間	桁行六犬七寸貳分
	縮尺	墨曳妻向拝真マデ三間三寸六分	梁間四犬貳尺五寸四厘
	年代	明治十五年八月	明治十五年八月
	大工	棟梁 太田正資	棟梁 太田正資
寸法		タテ約190 ヨコ約270	タテ約190 ヨコ約270
構造		6枚の板を棧で繋ぐ	6枚の板を棧で繋ぐ
記載方法		墨描と朱描	墨描
縮尺		7分5厘分の1	10分の1
保管場所		拝殿西側側壁	拝殿西側側壁
保存状態		キズ、穴、欠け、棧のはずれ、冠水痕など	キズ、穴、欠け、冠水痕など

(3) 板図の保存状態

板図は拝殿西側壁面に立てかけて保管しており、拝殿内部に置く本殿図・拝殿図の二面に比べ、外側の縁に置く社務所図は直接外気に触れるため劣化が進んでいる。このため、保存場所を建物内部にするなどの早急な対処が必要である。内部の二面については、墨線と朱線部分は明瞭に出ているものの、表面の擦り傷や板の欠けがある。板内部における虫害の有無は未確認だが、裏面の棧は虫に侵食されて崩れている箇所も複数存在する。今後、薫蒸や裏面の棧の交換など虫への処置が必要である。

(4) 板図の特徴

板図の特徴は、以下の3点に集約される。

第一に、板図の寸法が大きく、制作時期や建物規模などの銘文が記載されることである。未調査の社務所板図も他と同様の大きさを制作され、3畳ほどの大きな板図が3面残っていることは、大変稀な例といえる。また現本殿や拝殿は、前身建物の焼失後の明治15年に造営が開始されたと伝えられるが、板図の銘文

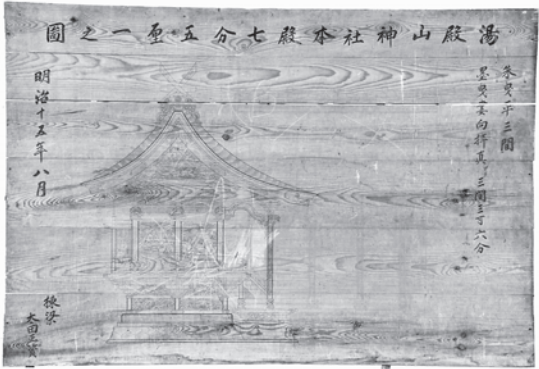


図22 本殿板図

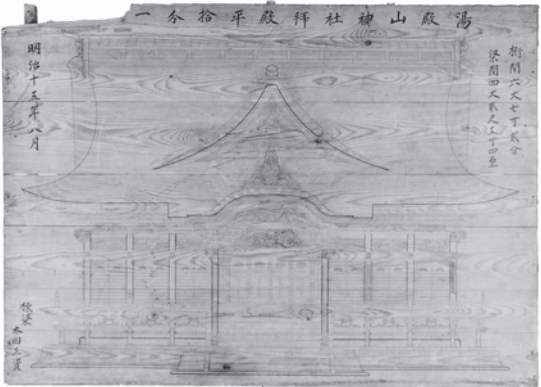


図23 拝殿板図

によりその明確な時期が裏付けられると共に、棟梁の名前や規模も判明し、当時の様相を知る史料としても価値が高い。

第二に、描画の精度が高いことである。図面の線は墨差し、欄間や簷股などの意匠は毛筆で描かれ、部位によって描画方法が異なる。また墨差しで描かれた線を見ると、屋根や唐破風などの見付けや柱に当たる線は太線、他は細線で、描き分けがみられる。一方、

龍や獅子などの彫刻に当たる部分は精緻されて描かれ、絵画作品としても高い完成度を誇ることから、板図の制作は大工だけでなく、絵師など他の職人も関わっていた可能性が考えられる。

第三に、彫刻の題材が特徴的であることである。彫刻などの装飾をみると（表4）、龍や獅子、海馬や亀などの鳥獣を題材とした装飾が多く、特に龍は本殿妻羽目板や向拝柱、拝殿の千鳥破風の獅子口など建物内の複数の部位で用いられ、拝殿唐破風兎毛通しには飛竜（図24）がみられるなど多岐に渡る。棟木を支える大瓶束には力士（図25）が用いられ、波と海馬の題材も共通してみられる一方、牡丹などの草木は本殿に限定され、題材に偏りがみられる。また本殿の胴羽目板に中国の画題である琴棋書画（図26）が用いられることが特徴的で、この画題は琴・棋・書・画の4種あるが、本殿には琴と棋が確認できる。琴棋書画を題材にした例は、安土桃山時代以降、襖絵や屏風絵などにしばしば用いられるが、本殿の側壁に用いられた例として希少な作品といえる。

(5) 板図記載の建物の特徴

次に、板図に記載された建物の特徴について検討する。

まず本殿は、三間社流造の形式を採り、正面は3間、側面は2間で、1間の向拝が付く。基壇は布石を廻し、土台を据える。屋根の材料は不明だが、妻面は二重虹梁の大瓶束に力士の彫刻を施し、大虹梁の斗行間の小壁には龍の彫刻が敷き詰められるなど、彫刻を充填した妻飾りがみられる。向拝桁行は身舎の両端に位置し、その斗供は出組で、手挟には牡丹の彫刻が施される。縁は四方に巡らして擬宝珠高欄を備え、両側に脇障子を建てる。

一方拝殿は、正面側6間7寸2分、側面4間2尺5寸4厘の入母屋造りで、正面に千鳥破風と唐破風を設

表4 装飾の題材

部位	本殿（墨描きの側面のみ）	部位	拝殿（正面）
虹梁大瓶束	力士	頭貫木鼻	獅子
妻羽目板	龍	斗拱の間	鶴・亀
斗拱の間	尾長鳥と桜	欄間	十二支（午・未・申・酉・戌・亥）
頭貫木鼻	獅子	縁下簷股	波
胴羽目板	琴棋書画	千鳥破風獅子口	天狗
脇障子	牡丹と獅子	千鳥破風虹梁大瓶束	力士
縁下	波と海馬	千鳥破風二重虹梁簷股	雲
身舎付土台上	波と亀	唐破風獅子口	龍
向拝柱	龍	唐破風兎毛通し	飛竜
手挟	牡丹	向拝虹梁木鼻	獅子
海老虹梁持送	波と千鳥	向拝虹梁持送	波と海馬
木階彫桁	牡丹		
浜縁下	兎		



図24 拝殿唐破風兎毛通し 飛龍

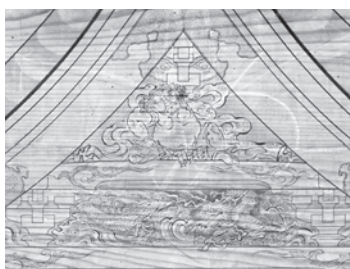


図25 本殿虹梁大瓶束 力士

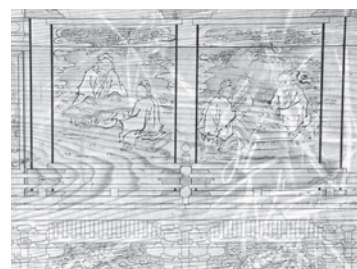


図26 本殿胴羽目 琴棋書画

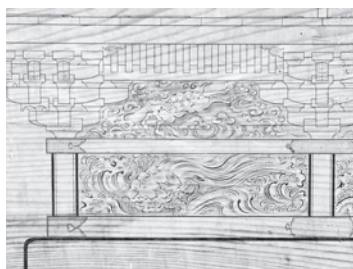


図27 本殿縁下 海馬など



図28 拝殿正面入口 双折戸

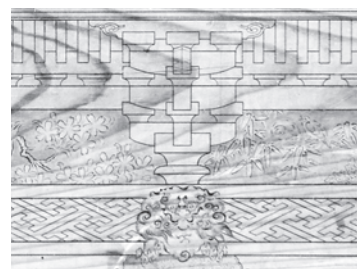


図29 本殿斗拱 斗

ける。屋根材は不明だが、基壇は石積みで亀腹を設け、縁を三方以上に巡らし、擬宝珠高欄を備える。身舎は頭貫、内法長押、切目長押で固定され、頭貫木鼻には獅子頭をつける。柱上の斗供は出組で、斗供間には本殿と同様蓼股などの中備を用いず、小壁には鶴と亀の彫刻が施され、その下部の欄間には十二支の彫刻を設置する。向拝は二手先で、虹梁上部の斗行間の小壁に龍の彫刻を敷き詰め、兎毛通しには飛竜を飾る。また正面千鳥破風は、本殿と同じ力士を模した二重虹梁大瓶束で支えられ、唐破風・千鳥破風に多くの彫刻が充填される。

以上の形式の中で特筆されるのは、彫刻などの装飾が多く、華やかな意匠を採ることである。先述の通り本殿・拝殿には、特徴的な題材の彫刻が豊富に用いられるが、本殿では縁下や浜縁下まで彫刻が充填され(図27)、一般的に装飾材を付けない簷桁にも兎の彫刻が施されるなど、細部にまで装飾が備え付けられる。一方拝殿は、本殿よりも彫刻の数は少ないものの、正面側向拝付近に彫刻が集中し、彫刻で満たした唐破風や千鳥破風が特徴的である。また、建築様式が特徴的であることも特筆され、虹梁の絵様をみると、渦の中に玉が入る点は明治期の様式と指摘でき、制作年代とも一致する。しかし、拝殿正面側の戸が蝶番の位置や形状から双折戸と判断できる点(図28)、本殿・拝殿共に大斗の下に皿斗を設ける点(図29)は、近隣社寺建築と異なる形式といえ⁷、特に後者は鎌倉時代以降禅宗様の建物で僅かにみられるが、一般的には用いない部材であるため特筆される。

(6) まとめ

以上のように旧本道寺の板図は、歴史資料や絵画作品としても価値が高く、建築作品としても豊富な装飾を持つ特徴的な造りであった。しかし、現存する本殿・拝殿は、板図記載の建物と大きく異なる点が注目される。現本殿・拝殿は、華美な装飾を施さない質素な意匠で、特に拝殿は唐破風や千鳥破風を設けず、虹梁や木鼻に渦と若葉の絵様を彫るのみである(図30、31)。そのため板図は、絵画作品として完成度が高いこと、人目を引く大きな板図を同形式で3面も制作されたこと、板図に施工図面として必要な番付などの記載がないこと、記載の建物が豪華絢爛であることを考え合わせると、施工時に使用する板図ではなく、人に見せるための板図として制作された可能性が高い。見せるための板図が制作された背景として、造営の際、人々に寄付金を募る勧進との関係が窺えるが、勧進帳などの史料がなく、持ち運んだ痕跡もないため、判断が難しい。旧本道寺は、口之宮湯殿山神社と名称が変更されたように神仏分離令の影響を強く受けたことが知られているが、この板図は寺号を廃した後に造営された建物である。板図の制作意図や造営経緯を明らかにすることで、神社として再出発した旧本道寺の当時の様相の一端を窺い知れると考える。(長田)



図30 現在の本殿



図31 現在の拝殿

7. おわりに

今回調査した文化遺産のうち特に注目すべき文化遺産として、銅造弘法大師坐像と金剛力士像、絵馬群、拝殿に設置してある山号額と3面の板図を挙げた。このうち仏像は、両像とも規模が大きく造形的に秀逸であることから、江戸時代の旧本道寺の隆盛ぶりを伝える貴重な文化遺産であることが再確認された。これに対し絵馬群は、明治期における出羽三山信仰の様子を現在に伝えている。しかし、支持体や色材の劣化により制作当初の姿が失われているため、今後応急処置を含め、作品の劣化の進行を抑えるための維持管理をする必要がある。山号額については、裏銘から元禄13年に制作されたことがわかった。板図は現在の本殿や拝殿の計画図として作成されたといえる。寸法が大きく描画が精緻であるといった特徴から、板図の中でも貴重な作例といえるが、現在の保存状態や保管状況が好ましくないため、改善する必要があることがわかった。

旧本道寺は湯殿山の中心的な別当寺であり、歴代の領主にも尊敬された。江戸時代には東北一の大伽藍を誇り、出羽三山参拝の本道とされたため、旧本道寺はその付近の集落も含めおおいに繁栄したという。しかし現在の拝殿や本殿は、明治22年に規模を縮小されたかたちで再建されている。また、明治元年の戊辰戦争や明治7年に本格的に行われた廃仏毀釈の影響で、多くの文化遺産が神社外へ分散しており、拝殿内にのこされている文化遺産は明治時代に制作されたものが多い。

以上を踏まえ、今後は江戸時代以前も含めた旧本道寺の繁栄の状況を明らかにするために、拝殿以外の神社の敷地内にある文化遺産に関して悉皆調査を継続するとともに、宿坊などの神社外へ分散した文化遺産についても追跡調査を行いたい。旧本道寺の文化遺産を通して、出羽三山信仰の隆盛の一端を明らかにすることが目標である。同時に、文化遺産の保存状態や保管状況を明らかにすることで、今後の保存対策を講じる手立てとしたい。(大場)

参考文献

- 1) 西川町史編纂委員会『西川町史 上巻』西川町、1995
- 2) 西川町史編纂委員会『西川町史 下巻』西川町、1995
- 3) 『山形県神社誌』山形県神社庁、2000
- 4) 岩井宏實『絵馬』法政大学出版局、1974
- 5) 金山耕三「寒河江・西村山地区の絵馬－獅子ヶ口諏訪神社を中心に－」『山形県立博物館研究報告第6号』山形県立博物館、1985
- 6) 『山形県の絵馬』山形県立博物館、1985
- 7) 『山形県の近世社寺建築』山形県教育委員会、1984
- 8) 近藤豊『古建築の細部文様』光村推古書院、1989
- 9) 近藤豊『古建築の細部意匠』大河出版、1974

2-2 西川町旧本道寺文化財補足調査

岡田 靖 長坂一郎 大山龍顕 大場詩野子 長田城治

1. はじめに

本センターでは平成23年度に湯殿山を信仰拠点とする真言宗寺院の4つの別当寺のうち、研究対象中核地域とした西川町に所在する旧本道寺（現在の口之宮湯殿山神社）の悉皆的調査を実践した。旧本道寺は明治政府から発せられた神仏分離令をうけると、古来より湯殿山を含めて仏教寺院であるとの主張を繰り返したが受け入れられず、明治7年（1875）に湯殿山神社へと改変された。そして羽黒に赴任した西川須賀雄宮司の管轄下となると、仏教系の諸物が悉く廃されることとなった。また明治元年（1868）の戊辰戦争の際の兵火によって本堂を焼失したため、本堂内には近世以前の仏教的な遺品はほとんど残されていない。しかし、本堂から離れた仁王門（現存せず）や山門などは兵火から免れ、それに関係する遺品が現在も残されている。また、焼失を免れたものの神仏分離で散逸し、近年になって本道寺に戻って現在本堂に祀れている仁王像や銅造弘法大師坐像などもあり、それらが江戸時代の本道寺の隆盛ぶりを今に伝える貴重な遺産であることは昨年度の報告書で述べた通りである。

旧本道寺には「湯殿山」と記された山号額が2枚存在する。それら2枚の「湯殿山」山号額は平成23年度に調査実践を行い、西川町の指定文化財となっている山門に掲げられている山号額は文化14年（1817）と記された裏面の銘文を確認することができたが、拝殿正面外壁に掲げられている山号額は、裏面に元禄13年（1700）の銘があることが確認されたものの、埃の堆積が著しかったため、その他の銘文を確認することができなかった。そのため平成24年度は、拝殿正面外壁に掲げられている山号額を壁から降ろし、裏面の清掃と銘文の判読を目的とした詳細調査を実践した。

また他方、明治期に神仏分離令の受けた本道寺では、什物類の一部が関係する寺院などに譲られたとされ、各地に本道寺安置仏と伝承される仏像の存在が確認されている。主なところでは、河北町弥勒院や鶴岡市青龍寺に仏像が譲られたことが知られ、そして西川町内では愛染院の「木造阿弥陀如来坐像」などが知られている。今年度の調査では、それらのうち、西川町愛染院の「木造阿弥陀如来坐像」の調査を実践した。

2. 旧本道寺補足調査報告（拝殿外「湯殿山」山号額調査報告）

法 量 (cm)

内寸縦	49.5	内寸横	169.0	外寸縦	76.5	外寸横	194.5
外厚	2.5	内厚	2.0				

品質・構造

本板一材製。外枠4材。下地砥の粉に黒（漆）の塗膜あり。文字部は下地に（砥の粉に朱漆か）金箔を施す。印部は黒地に白地（塗り替えか）。剥落、剥離あり。裏の一面に印刻銘あり。

銘 文

表面：「湯殿山 高泉」

裏面：「ボンジ 奉寄進湯殿権現御宝前 額字現當二世安楽家門 繁昌子孫栄久祈處 元禄十三庚辰年二月佳辰
俗名前豊前 甲良宗賀 本領武州江戸住 同氏 豊前宗貞 湯殿山別當本道寺住持 信快
額之文字寄進者 西藏坊宗眞 彫工 藤田十右衛門」

所 見

本額は、現在は拝殿外側正面に掲げられている山号額である。湯殿山と印刻された本板を中心に重厚な外縁が配された本額は一見しただけでも本格的な造りであることが確認でき、寸法的にも一般的な檀家寺の山号額を圧倒する大きさである。表面の塗膜は布張りに錆漆を施し、砥の粉と推定される下地で丁寧に仕上げられ、文字部分には朱漆を下地として金箔を施し、本板正面や外縁部には黒色の塗膜が施されていた痕跡が確認される。現在の口之宮湯殿山神社の拝殿は明治22年に再建されているため、元禄13年の銘を持つ本額は

現在の拝殿正面に元来掲げられていたわけではなかろう。裏面に陰刻された銘文には設置場所を示す記載がないため、元々どこに設置されていたのかは定かではないが、その規模や造りから見て、本道寺の正式な入口である仁王門（現存せず）に掲げられていたものであろうと推定される。

正面の「湯殿山」の文字を揮毫したのは、額正面の左隅に記された「高泉」という人物である。高泉は隠元禅師が日本に開いた黄檗宗宇治万福寺の第五世住持である。高泉の揮毫による額は、山形県内では河北町の東林寺の「大醫山」と記した山号額が確認されており、同額は河北町の指定文化財となっている。本道寺と黄檗宗の関係については現在のところ明らかとなっていないが、本道寺が江戸幕府徳川家の七祈願所の一つとして庇護を受けていたことや、裏面の「本領武州江戸住 同氏 豊前宗貞」の銘などを加味に考察すると、当時黄檗宗を庇護した幕府の影響があったものと推測される。

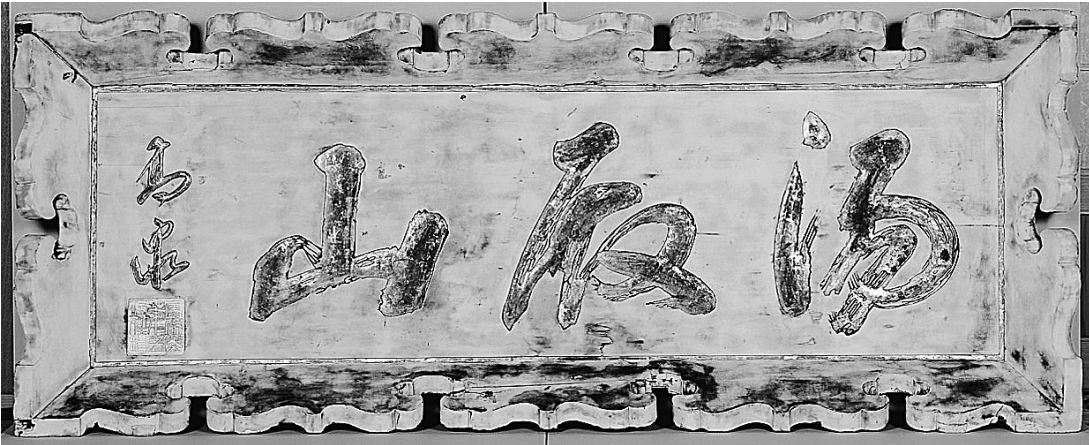


図1 本道寺 「湯殿山山号額」表面



図2 本道寺 「湯殿山山号額」裏面

(3) 愛染院（西川町入間）木造阿弥陀如来坐像調査報告

西川町入間にある愛染院は、宝永6年（1709）開山の縁起をもつ真言宗智山派の寺である。江戸時代以前は本道寺の末寺であったとされ、明治時代初期の神仏分離の際、当時の住職であった大泉小三郎が本道寺から木造阿弥陀如来坐像を譲り受けたと伝えられる。

本センターでは、本道寺およびその周辺集落における歴史的検証を目的に、前述の愛染院所蔵木造阿弥陀如来坐像の調査を実践した。以下にその調査結果を述べる。

法 量 (cm)

像高	77.5	面幅	15.8	耳張	20.4
髪際高	65.8	頂一顎	27.7	面長	16.0
面奥	20.5	胸厚(中央)	21.5	腹厚(納衣上・中央)	25.5
肘張(覆肩衣上)	51.5	坐奥	47.8	膝張(最大)	62.8
膝高(右・衣上)	12.8				

形 状

肉髻。肉髻株。螺髪。髪際波形。白毫相。玉眼。耳朶貫状。納衣、覆肩衣。腹前に內衣と紐。定印を結ぶ。右足を上にして結跏趺坐。

品質・構造

木製。ヒノキ材か。寄木造。衣漆箔。肉身は赤下地に金泥彩。面相部は更に表面に漆を塗るか。髪は赤系で彩色。衣部は黒下地、朱漆で文様、その上に漆箔。肉髻株現状欠失。白毫現状欠失。玉眼嵌入。頭体を通じて、前後左右の四材矧ぎ付け。内刳を施し、割首とするか。両肩以下は各大腿部まで、一材矧ぎ付け。両脚部は両袖口を含んで一材矧ぎ付け。像底は両脚部を含んで、6cm高の底上げ内刳りとする。両手先一材後補。裳先出別材矧ぎ付け（現状欠失）。

保存状態

肉髻株亡失。膝前材などの剥ぎ目の一部に隙間が生じている。右腕裾先部材遊離。左腰の衣先材の一部を欠損。膝前材左底部材を欠損。左裙先材欠失。両手先は後補か。

覆肩衣左側面および膝前右側面の表面塗膜の一部が大きく剥落し木地が露出している。全体の漆箔が擦れたように剥落し、下地の黒色が露出している箇所がある。

所 見

全体に精緻に彫りこまれ、表面塗膜には壮麗な装飾が施されている。造形、技法構造からみて、正統な仏師の制作像であると推定され、七条仏師（慶派仏師）の可能性も考えられる。

造像表現には室町時代頃の様相も見られるが、精悍な顔つきや衣文の彫刻は江戸時代初期頃の作風を示している。特に內衣を腹部に示し紐で結ぶ表現は、黄檗宗によって伝えられた明清様式の影響を示している。以上の特徴などから判断して、本像は江戸時代初期頃（17世紀後半～18世紀初頭）の作と推定される。



図3 愛染院
「木造阿弥陀如来
坐像」

3. まとめと今後の展望

平成23年度に実践した旧本道寺関係の調査は、前回の調査で裏面が確認できなかった拝殿正面外壁の山号額と拝殿縁側外壁設置の板図面の補足調査、明治時代に本道寺から散逸したとされる愛染院の阿弥陀如来坐像の調査であった。

今回調査した拝殿正面の外壁に掲げられている山号額は、昨年度調査した山門に掲げられている「湯殿山」山号額が西川町指定文化財となっているのに対し、なぜか現時点では指定を受けていない。しかし、今回の調査によって、山号額の「湯殿山」の文字の揮毫者が黄檗宗第五世住持である高泉であることが判明し、制作年代や額の技巧的な精度の高さから見ても既に指定されている山号額に引けを取らない文化的意義を有することが確認された。

また、愛染院阿弥陀如来坐像の調査では、造形様式的にみて中央仏師による造像ではないかとの見解を得た。さらに、像の腹部に表された内衣の表現は、隠元禅師によって日本に持ち込まれ中国人仏師范道生によって表現された明清様式の仏像表現にみられるもので、黄檗宗の影響が色濃く感じられる。今回の調査では、像底部の隙間からファイバースコープを侵入させて像内の調査を実践したが、残念ながら銘文の発見には至らなかったため、造像した仏師の名前や制作年代の断定はできなかった。以下、推測の域を出ないものではあるが、中央仏師の制作とみられる造形様式と黄檗宗によって日本に伝来された明清様式の内衣表現の2点の特徴について考察してみたい。

黄檗宗の仏像の造像活動については、江口正尊氏や長谷洋一氏が詳細な研究を行っている。江口氏の研究によると、七条仏師二十六代康祐の仏師系図における活動歴のうち、寛文9年（1669）から延宝5年（1677）の8年間に空白期間があることを指摘し、その間に黄檗宗を伝えた隠元禅師が最初に逗留した長崎に康祐が赴いたのではないかと推察している^{注1}。そしてその時に造像したと推測される仏像が福岡県柳川の福厳寺の「韋駄天立像」と「持国天立像」であり、それらには康祐の銘が記されていることが確認されている。それらの像は運慶以来の七条仏師の伝統的な造形様式とは異なり、黄檗宗の影響を色濃く受けた造形様式を示している。また一方で、康祐は七条仏師の正流仏師として幕府関係の造像を手掛け、息子の二十七代康傳を七条左京家の婿養子にいれ、自身も七条左京を名乗って活躍したと長谷洋一氏は論じている^{注2}。しかし康祐は、日光東照宮の仏像の造像に関する見積もり作成の際に不正を働いたことで息子の二十七代康傳とともに京都を含む十二ヶ国から追放されている。そのことは、その後の彼らの中央での仕事の減少を意味することであろう。現在のところ、康祐が山形において活動した記録はないが、京都もしくは他の地で造像した仏像を本道寺に移した可能性も含めれば、この七条仏師の特徴と黄檗宗系の影響色濃い愛染院阿弥陀如来坐像が、康祐またはその弟子筋によって造像された可能性も一考に価するのではなかろうか。

いずれにしても、山号額に黄檗宗第五世住持「高泉」の銘があり、愛染院阿弥陀如来坐像の内衣表現に黄檗宗の表現がみられることは事実である。

山形県では、江戸時代に東根市の仏心寺などの黄檗宗寺院が隆盛したことが知られている。現在では山形における黄檗宗の勢力は衰え、現存する黄檗宗の寺院は少ないが、河北町には高泉書や隠元書の山号額が存在し、さらに近年、河北町の清龍寺の山号額に隠元の揮毫による「円通山」の山号額が新たに確認された^{注3}。他にも、黄檗宗系の造形を示す羅漢像や韋駄天像などの存在が、村山地域の寒河江市、天童市、東根市、河北町などの寺院に確認されている。今後、本道寺と黄檗宗の関係性にとどまらず、山形への黄檗宗の流入とその影響についての研究を進めていきたい。（岡田）

注

注1) 江口正尊「江戸時代仏師の動静」『東日本学園大学教養部論集 第8号』東日本学園大学、1982、p113。

注2) 長谷洋一「康祐没後の近世七条仏師―「内證有之ニヨッテ、小仏師康傳相務之―」」『文學論集 第61巻2号』、関西大学、2011、p9。

注3) 河北町清龍寺の「円通寺」山号額は、平成23年度に本センターの受託研究として修復を実践し（担当：岡田靖）、筆致や落款などの検証により隠元による揮毫である可能性が高いことが確認された。

参考文献

1) 『西川町史』西川町史料編纂委員会、2009

2) 江口正尊「江戸時代仏師の動静」『東日本学園大学教養部論集 第8号』東日本学園大学、1982

- 3) 江口正尊「江戸時代仏師の動静(二)」『東日本学園大学教養部論集 第9号』東日本学園大学、1983
- 4) 江口正尊「日本仏変遷史から見た范道生の位置と影響について」『東日本学園大学教養部論集 第7号』東日本学園大学、1981
- 5) 江口正尊「「美術に関する調査研究の助成」研究報告」『鹿島美術研究 (年報第17号別冊)』財団法人鹿島美術財団2000
- 6) 江口正尊「富小路友学試考」『印度学佛教学研究 第三十六卷 第一号』1987
- 7) 長谷洋一「日光山と仏師民部一元禄から宝暦の修復事業を通して」『哲学 第二十七号』関西大学、2009
- 8) 長谷洋一「康祐没後の近世七条仏師―「内證有之ニヨッテ、小仏師康傳相務之」―」『文學論集 第61巻2号』、関西大学、2011
- 9) 西川杏太郎『仏像を旅する＝九州・沖縄』至文堂、1992
- 10) 田辺三郎助『江戸時代の仏像』日本の美術No.506、至文堂、2008

2-3 旧本道寺の鉦勸進について

布施範行 那須恒吉

1. はじめに

山形県西村山郡西川町大字本道寺に鎮座する旧本道寺、現口之宮湯殿山神社（最上大元宮司）に「鉦勸進」と呼称される神事芸能がある。この行事は白装束に身を包んだ技人（鉦打人）が大きな鉦を持ち、元先達衆の居住していた地域の家を巡り、玄関先で鉦を打ち鳴らし、諸願成就を祈念するもので、各家庭では師走の訪れを告げる「師走八日の鉦」と親しまれ、大きなご利益にあずかれるとし、特に鉦（金）が家に入る、即ち金運に恵まれる縁起の良い行事として受けとめられている。

2. 鉦勸進の現状（平成25年の場合）

(1) 日時

12月6日午後7時、湯殿山神社総代（山内正名夫）等神社の役員をはじめ、鉦打ちに従事する技人が神社の拝殿に集合し、出発式が行われる（図1）。2個の鉦を神前に供えて、最上宮司が御祓いの神事を執行する。一同御祓いを受け、関係グループの代表が玉串を奉奠、拝礼する。技人は鉦を打って奉納し、式は終了する。技人等は2班に分かれて出発し、深夜（翌7日）まで鉦打ちに従事する。



図1 御祓いを受ける技人（鉦打人）

(2) 技人（^{わざびと}鉦打人）

技人は宮司から依頼された方が当番となる。その依頼を受ける方は元修験や宿坊、或いは神社と深い関係のある家の方（又は出身者）であり、先祖代々依頼を受けて従事している。しかし、最近は若者の減少傾向にあって、他市町村に住んでいるが、縁の深い方や西川町の地域起こし協力隊員も依頼されている。

技人の氏名

第1班：阿部渉士・阿部大介・黒田雅彦 第2班：佐藤正幸・最上和政・上野貴裕

(3) 服装

白装束であるが、特に頭は行人被りの宝冠（長頭巾）をつける。

(4) 鉦と槌

関東地方に分布していた本道寺の檀那場から享保年間に寄進された真鍮製で重さ約15kgの2個の鉦が神社に保管されており、それを使用している。

A. 鉦1

円形で、直径37cm、高さ11.5cm、厚さ1.5cm、紐を通す穴（直径2cm）の付いた耳がある。これは享保8年（1723）大西五郎次作で、施主・願主は渡波町講中である（渡波町は江戸周辺にある地名と思われるが正確な現在地名は不明）。

B. 鉦2

円形で直径36.5cm、高さ11.5cm、厚さ1.2cm、紐を通す穴の付いた耳の部分がある。これは享保11年（1726）8月吉日に小幡内近の作で、施主は武蔵国（現埼玉県）埼玉郡向古河講中と陰刻されている（図2）。



図2 鉦（裏面の縁に年号と施主名等が陰刻）

C. 槌

鉦を打つ際に用いる槌の材質は山桑で、柄の長さが37.5cm、柄の先には長さが14cm、直径は5cmで円柱状の木が付いている。技人の方は、この重い鉦を2人で中腰にて持ち運びながら、一定のリズムで約2分間打ち鳴らしている。

(5) 巡回コース

第1班は旧六十里越街道に沿う本道寺地区の20戸を東から西に向けて訪れ、訪問先の玄関の戸を開けて、2人が鉦を激しく打ち鳴らす（図3）。次に寒河江川の南岸に位置する月岡集落の15戸を西から東に向けて巡る。

第2班は湯殿山神社から東方約2kmに立地する横岫集落の14戸を訪れ、更に坂下の集落に向けて鉦を高く打ち鳴らし終わると、月岡集落まで移動し、第1班と合流し解散となるが、時刻は深夜の翌7日になる。

訪問を受けた各家庭では、主人が初穂料を納め、酒や温かいご馳走（精進料理等）でもてなしている。特に神社と関係の深い家庭では、お膳を準備し、技人を上座に招き入れて歓待し、労をねぎらっている。



図3 訪れた家にて鉦を打つ風景

3. 鉦勧進の由来

(1) 年越祭の起源

口之宮湯殿山神社の前身は旧本道寺である。この本道寺に「年越祭」の起源に関して次のような伝承がある。

「空海（弘法大師）」は大同4年（809）4月8日に湯殿山を開基され、その後、瑞光に導かれて、その光の発するところにたどり着き、草庵を結び、大日如来像を刻んで本尊とし、月光山光明院（後に月光山本道寺と改称）と称した。しかし空海は湯殿山の開基を都の帝に報告しなければならなかったもので、従僧・弘山を庵に残し、湯殿山への代参を命じて12月8日に都に向けて立ち去った。

本道寺ではこの故事に因んで、12月8日を「湯殿山御年越」と称して「年越祭」の行事を催すこととなった。

(2) 年越祭の内容

隆盛を極めた江戸時代における年越祭の詳細は不明であるが、最近まで実施されてきた内容は次の通りである。

年越祭は12月1日より7日まで「暁（あかつき）祭（さい）」と称し、本道寺地区の各家では大正時代の中頃まで古例に従って、朝湯を立て、湯浴して身を清浄にし、暁に神社に登って参拝した。6日の夜から7日の未明にかけて「鉦勧進」が実施され、この鉦勧進や本祭の際に受納された初穂料は年越祭の経費となった。

7日の夜には「作試し」の神事が行われ、来る年の農作物や天候の吉凶が占われ、その後、その年の参詣人の賑わいに感謝し、豊作を祝う「姥の前」と呼称される直会が催された。唄や舞で大いに盛り上がり、無礼講が慣行となっていた。ご馳走は菜漬けの白和えと納豆汁（長命汁）であった（長命汁は現在も元朝参りの参拝客に振るまわれている）。

8日は「本祭」となり、天下太平、国家安全、武運長久、参詣者の賑わいに対する感謝、諸願成就等の祈祷が行われ、その後には直会が催され、この際のご馳走は餅であった。

これらの行事のうち作試しや朝参り等の慣行は昭和60年代に姿を消し、現在も実施されているのは「鉦勧進」のみである。

4. さいごに

① 鉦勧進を含む「年越祭」の起源は本道寺開山以来と伝承されているが、史実としては不明である。しかし、寛文9年（1669）の『湯殿山之法式依御尋伝記之大概書上申條々』によると、「毎年12月8日、所々の行人頭を会所として、諸々の行人供が集まり、天下御安全之御祈祷を申上候事の條目は、一世行人法度状につぶさに載置候」と記されており、「年越祭」が各地の一世行人間で催されていた。このことから、湯殿山正別当としての本道寺では、当然寛文年間（1661～1672）以前から「年越祭」を重要な行事として実施していたと推測することが出来る。それ故に本道寺の檀那場から鉦の寄進が行われたのであろう。従って、「鉦勧進」は少なくとも350年以前から催されてきた行事と言える。この間に戊辰戦争の際、本坊の大伽藍が焼き払われ、又明治初年の神仏分離令によって寺院から神社への変貌を余儀なくされ、且つ太平洋戦争、最近の過疎化等、社会の大きな質的变化にもかかわらず連綿として継続されてきたことの意義は大きい。

② 鉦勸進において「鉦を打つ」ことは、湯殿行人派修験にとって、特別な意味を含む法式であり、湯殿山信仰の核心を理解する為の手がかりとなる。

③ 元文4年（1739）、幕府より『仁風一覽』^{注1}が日本七ヶ所（伊勢、春日、熱田、宇佐、比叡山、諏訪、「湯殿山」）の霊山に奉納された。本道寺は「湯殿山」別当四ヶ寺の代表格として7年毎に江戸に登り、御守札を幕府に献上し、城内にて天下太平、国家安全、武運長久を奉修した格式の高い寺であった。それ故に口之宮湯殿山神社の崇敬人（地域住民）にとっての「師走八日の鉦」は幕府御墨付を誇示したものであり、且つ地元の誇りそのものの祭りであった。従って現在も「鉦勸進」は地区民のアイデンティティとなっている。

注

注1)「享保の飢饉の際、全国で飢人の救済のために施行を行った者を褒賞するために刊行された施行者の名簿一覽」のこと。